

2010年11月17日

小川町長 笠原喜平様  
小川町教育長 関根則夫様

2011年度  
小川町予算編成と施策に対する要望書

日本共産党小川町委員会  
委員長 本多重信  
日本共産党小川町議会議員  
柳田多恵子

現在、民主党政権が推進している「地域主権改革」は、福祉など最低基準を定めた「義務付け・枠づけ」の見直しなどによって、補助金の一括交付金化、二元代表制を否定する地方自治法の抜本改正、子ども・子育て新システム基本制度、国民健康保険の広域連合化など、より一層の規制緩和をすすめ、自治体本来の役割を放棄・後退させようとしています。

格差と貧困が広がっている具体的な反映として、生活保護の増加、町税の大幅な落ち込みや滞納、国保税の滞納は20%を超えています。小川町においては、国に対して必要な財源確保を求め、地方自治の本旨である「住民の福祉の増進」実現と町民のいのちと暮らしを守ることを最優先に予算編成をされることを要望します。

多くの住民の皆さんの要望をもとに日本共産党小川町委員会と議員団は、2011年度予算編成と施策に対する要望書を提出します。

### 子育て支援課

- 1、軽度の障害を持つ園児の保育を充実するために保育士の療育的研修を充実するとともに、療育士など専門職員の採用についても積極的に検討して下さい。また、0歳から義務教育、高等教育が終了するまでトータルでケア出来る体制づくりを研究、推進して下さい。
- 2、保育士のパート採用は極力避け、正規保育士を増員し保育体制を拡充して下さい。
- 3、児童福祉法から、国と自治体が責任を持って保育を実施する立場は堅持し国の「子ども・子育て新システム」に関連して保育園の「最低基準の引き下げ」、認可保育所への直接契約の導入を行わないでください。
- 4、保育園においては、エアコン設備の拡充を図るなど熱中症対策に取り組んで下さい。
- 5、とりわけ保育園給食は、乳幼児の身体を作る基礎です。今後もきめ細やかな対応ができる自園方式を堅持して下さい。
- 6、病児・病後時保育の前倒し実施、休日保育を推進して下さい。
- 7、児童虐待については子育て困難な状況を的確に把握するなど早期発見・早期支援の仕組みを充実させてください。
- 8、本来の子ども交流館事業ができるよう早急に杉の子学童保育の増設を行って下さい。
- 9、第1、第2風の子学童保育については現状のままにしてほしいとの要望もあります。中央保育園跡地の学童利用について教育委員会との協議や父母の意見を聞きながら再検討して下さい。

## 福祉介護課

- 1、介護保険料の値下げをして下さい。介護保険料、利用料については所得の低い人に配慮した減免制度を設けて下さい。
- 2、福祉用具（車椅子、介護ベッド、補そう具など）の利用が必要とする人にできるようにして下さい。
- 3、介護保険の認定に際しては生活実態を反映したものとなるよう働きかけて下さい。
- 4、介護保険の認定をもとにした障害者控除を広げ普通、特別障害の適用をして下さい。
- 5、介護保険料滞納者へのペナルティは発動しないでください。
- 5、これから冬に向け低所得者、失業者に「福祉灯油支給制度」を実施して下さい。
- 6、高齢者見守り等について対策を強化し、安否確認と生活状況の把握を行ない、いわゆる孤独死対策について本格的に取り組んでください。
- 7、障害者自立支援法は、障がい者の自立と社会参加に逆行し、人権を否定し、負担を重くしています。障害者自立支援法の廃止を速やかに国に求めて下さい。また町独自の財政支援制度を確立して下さい。
- 8、福祉タクシー券支給とガソリン券支給方式を併用して下さい。

## 健康増進課

- 1、家族介護の相談体制の充実を図ること、老老介護、認知介護の実態を調査し、共倒れにならないための施策を創設して下さい。認知症への啓蒙・啓発事業をさらに推進して下さい。
- 2、高齢者の緊急通報サービス事業をさらに充実して下さい。（高齢者2人世帯、日中独居の世帯への適用など）
- 3、高齢者への肺炎球菌ワクチンの助成制度を創設して下さい。
- 4、5歳児健診を加え、乳幼児健診をさらに充実させ、保健・育児の相談・指導と、障がい児の早期発見に努めてください。
- 5、軽度発達障害の子どもは関係各課で0歳から義務教育、高等教育終了までトータルに支援していくシステムを研究、推進して下さい。
- 6、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌各ワクチンの助成を行い住民負担の無料化をはかって下さい。
- 7、インフルエンザの予防接種（新型・季節性）助成の簡便化をはかって下さい。
- 9、特定健診、各種がん健診を充実させ病気の早期発見、早期治療の確立で町民の健康を守って下さい。特定健診に結核健診（X線撮影）を加えて下さい。

## 町民生活課

- 1、国民健康保険法第一条に定める目的は「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」としており、第4条「国は、国民健康保険事業が健全に行われるようにつとめなければならない」と定めています。国保財源安定化のため国庫負担金の増額を国に求め、一般会計からの繰入金を増やして払える保険料にして下さい。
- 2、国保税の引き上げは行わないこと、引き下げのためにあらゆる努力をしてください。
- 3、社会保険から国民健康保険への移行は前年度の収入で算定されるために無職で収入がない

にもかかわらず高額な保険料を支払うこととなります。非自発的失業者については前年の給与所得の100分の30で保険料を計算する減額措置が取られています。周知徹底を図って下さい。国の示した基準に当てはまらない非正規の失業者についても同様の独自減免を制度化してください。

4、国保の法定減免は世帯全体の収入が明らかにならないと適用されません。情報の提供とともに確定申告を促してください。

5、国保を県単位にする広域化をすすめないでください。

6、国保法第44条にもとづく医療費の一部負担金減免制度を利用しやすいようにし、住民に周知してください。また、非正規雇用が増え、中小企業が不況に苦しむ中で、恒常的に収入の少ない人にもこの44条適用をしてください。

7、国保税滞納者への資格証の発行をしないでください。保険料の徴収猶予や減免については国保法に依拠し詳細な整備をおこなって下さい。

8、「留め置き」を行わず保険証がすみやかに行き渡るようにして下さい。

9、ジェネリック医薬品の啓蒙・啓発を積極的に進めて下さい。

10、後期高齢者医療制度は高齢者を世代別に振り分け医療の差別化を図るものです。速やかな廃止を求めて下さい。

## 水道課

1、上水道給水停止にあたっては、生活困窮者・高齢者世帯・母子世帯などには慎重に対応して下さい。

2、石綿管の敷設替え工事は前倒しして積極的に進めて下さい。

## 税務課

1、不況に苦しむ町民が増えています。住民税・固定資産税等の町税、国保税などの徴収猶予、減免規定など納税緩和措置の活用と町民にわかりやすい広報を行って下さい。

2、税負担を軽減するため、障害者控除や寡婦控除など、該当者に対し確定申告を積極的に周知徹底してください。特に、年金から介護保険料や後期高齢者医療保険料の天引き対象となっている高齢者で、税の軽減対象になる人には、確定申告を促すよう文書を送付してください。

3、納税相談は人権に配慮し、個々のケースに応じた丁寧な相談を行ない、生活実態を無視した滞納整理は行なわないでください。

4、延滞金の減免を行なってください。

5、収納委託、民間委託、滞納整理機構の設立などは行わないで下さい。

## 総務課

1、憲法の改悪に反対し、現行憲法の平和的民主的条項と地方自治を守り、町主催の平和事業をさらに充実して下さい。再来年の非核平和都市宣言25周年の記念事業を推進して下さい。また平和市長会議に参加し、平和と核廃絶に取り組んでください。

2、「町民が主人公」を基本にすえて、情報公開制度を推進し、町民に開かれた町政運営を図

って下さい。

3、各種諮問機関、地域審議会委員等の委員は、公募を積極的に行い、広範な民意が反映するよう努めてください。

4、職員の採用・昇格・異動については、公平・明朗な人事であること、職員が町民への奉仕者としての自覚と能力を高めるための研修を積極的に行い、町民に信頼される職員を育て、サービスの向上に努めて下さい。

5、慢性的な人員不足のもとで職員は長時間・過密労働に苦しみ、様々な疾病や精神疾患も増加しています。人員削減ありきではなく、心と体の健康を保持できるよう必要な人員を配置し、職員のメンタルヘルス対策を充実させて下さい。

6、男女共同参画社会の実現をめざし、条例の周知徹底を図って下さい。町付属機関・諮問機関等への女性委員の登用を推進して下さい。町幹部職員等へ女性登用を進めて下さい。

7、DV法の積極的活用、女性相談窓口、相談支援センターを整備して下さい。

8、同和事業は廃止して下さい。

## 政策推進課

1、町発注の公共事業を受注する元請け企業に対しては、その工事に関する下請け業者への発注が適正（発注代金等）に行われているかどうかを監督・指導して下さい。また、発注工事等の「丸投げ」など、不適切な事態が生じないように改善・指導して下さい。

2、公共工事・委託契約を含む公共サービスに働く労働者の最低賃金を引き上げること。また、労働条件を保障するため、町が委託業者等への指導を強めることなど公契約条例制定のための整備を行ってください。

3、「小規模工事登録制度」を充実し、町内中小業者の仕事おこしを図って下さい。

4、町発注の公共工事は分離・分割発注するなど地元中小業者（下請け業者等を含む）に優先的に発注し、小工事や一定額以下の物品発注への大企業の参入を規制して下さい。

5、住宅リフォーム助成制度は活性化対策との位置づけで産業観光課の管轄にして下さい。

6、国に対し、地上デジタル放送の2011年実施の延期と「テレビ難民」をつくらないように生活保護世帯以外の高齢者、障がい者、生活保護水準の低所得者への対策を求めて下さい。

7、交通基本法制定が俎上にのぼっています。高齢者の外出支援体制を整え、町民の交通手段の確保のため、使い勝手のよいコミュニティバス、デマンドバス（タクシー）等の運行を推進して下さい。そのためにも法定協議会の立ち上げをすすめてください。

8、町財政について町民にわかりやすい形で情報公開を進めてください。

## 産業観光課

1、TPPは日本の農業を壊滅的な状況に追い込むものです。TPPに参加しないこと、農産物の輸入規制を国に求めてください。

2、品目横断的経営安定対策は農家の実態に合っておらず、見直しを求めて下さい。市場原理一辺倒の米「改革」は中止して下さい。

3、高齢化が進む中で、援農支援、担い手育成、小規模農家支援策の拡充を図り、地産地消政策を名実ともに充実促進して下さい。

- 4、耕作放棄地の解消のために、国の責任で予算化するよう求めて下さい。
- 5、有機農業、低農薬農業を奨励し、安全安心な小川町農産物の供給で地産地消の拡大を図って下さい。
- 6、兼業農家への助成を強めるとともに、団塊世代の帰農に具体的な援助をおこなって下さい。
- 7、有害鳥獣による被害防除対策と助成措置を強化して下さい。
- 8、工業活用地域の企業誘致を促進するとともに雇用拡大対策に取り組んで下さい。また、雇用や貸付けなどの相談体制を充実して下さい。
- 9、中小零細業者の仕事確保と住環境整備のために「住宅リフォーム助成制度」を実施して下さい。
- 10、商店街の活性化対策をさらに充実し、空き店舗の有効活用を図って下さい。商店会の空き店舗を福祉・健康・文化など様々な施設として活用しようとする事業の家賃補助等支援をしてください。
- 11、町づくり、町の活性化の視点からデマンドバス運行など交通手段の確保を進めてください。
- 12、間伐材をはじめ地場産材の活用を促進し、林業を担う人材育成に取り組んで下さい。公共施設への木使い事業を推進してください。

## 建設課

- 1、中小零細業者の仕事確保と住環境整備のために「住宅リフォーム助成制度」を実施して下さい。
- 2、公共工事は、可能な限り分離・分割発注につとめ地元業者を育成してください。
- 3、公共施設の必要な耐震化を進めて下さい。
- 4、防犯灯の設置は全額公費負担とし街路灯の増設を促進して下さい。必要に応じてガードレール、カーブミラーの増設や歩道整備を促進して下さい。
- 5、請願などの住民要求に基づき町道の改良、補修を計画的に進めて下さい。
- 6、老朽化している町営住宅については計画的に建て替えを行って下さい。高齢者住宅の建設を検討して下さい。
- 7、児童公園、都市公園などの設備としてトイレや水飲み・手洗い場、遊具、砂遊び場など計画的に整備して下さい。危険箇所がある遊具は撤去でなく補修をすることに心がけて下さい。
- 8、駅北口開設を推進して下さい。
- 9、住民合意を図り国道254の4車線化を進め、迂回路については凍結し再検討して下さい。

## 環境保全課

- 1、町の財政を将来にわたって圧迫し、多大な負担を残す公共下水道計画の見直しを行い、合併浄化槽を推進して下さい。小規模合併処理浄化槽の設置補助事業を充実してください。
- 2、下水道事業の受益者負担金、接続工事、使用料の徴収にあたり生活保護家庭、低所得者、特に所得の低い年金生活者の高齢者家庭などには、減免措置を講じて下さい。
- 3、下水道への接続についてはあくまでも関係住民の理解を得るよう努力し、強権的な執行は避けて下さい。
- 4、「小川町環境基本条例」を踏まえて環境保全対策を充実して下さい。

- 5、自然エネルギーの普及に努めること、太陽光発電の町独自助成を行って下さい。
- 6、ごみ有料化はしないで下さい。
- 7、広域ごみ計画に位置付けられている焼却施設は技術の未完成による事故や広域化推進自治体でごみの3R推進に逆行する事態が発生しています。広域ごみ計画は行わないでください。仮に検討する場合でも住民への情報公開、住民合意を得ながら十分かつ慎重にしてください。
- 8、生ごみ堆肥センターを設置し、生ごみの分別収集でごみの減量化を進めて下さい。リサイクルセンターを設置し不用品の有効活用を図って下さい。

## 生涯学習課

- 1、各地域の文化財・伝統行事を大切に継承し、助成を拡充して下さい。
- 2、公民館をはじめ社会教育施設、学校体育館施設などの使用料減免制度を従来どおりに戻して下さい。改修、補修など施設整備は定期的に行い利用者に不便をかけないように努めて下さい。
- 3、余裕教室を活用し、放課後子ども教室事業を行ってください。

## 学校教育課

- 1、学校給食の食材に地元の米・野菜の使用を拡充して下さい。食物アレルギー除去食など給食の対応を適切に措置して下さい。物価上昇分は、公費補助をして給食費の引き上げはしないで下さい。
- 2、老朽化が進む給食センターの改築（新築）工事の基本計画を立て推進して下さい。
- 3、体罰や子どもの人権を無視した管理教育はしないこと。いじめや子どもの悩みなどについては、家庭と教師集団で敏感にキャッチし迅速な対応を行なって下さい。
- 4、国がようやく少人数学級に取り組みますが、連携をはかりきめ細かな指導ですべての子どもに基礎学力を保障するために30人学級を進めて下さい。
- 5、教職員のメンタルヘルス対策を充実させて下さい。
- 6、学力の向上は、授業の充実と教職員の雑務からの解放や子どもと向き合う時間を増やすことによって実現できます。全国学力テストは、2011年度不参加として下さい。点数の公開はしないでください。
- 7、教育費の保護者負担の軽減をはかること。就学援助は制度について保護者に周知徹底し、利用しやすい環境をつくって下さい。
- 8、小中学校普通教室の冷暖房化の年次計画を立てて積極的に推進して下さい。
- 9、学校の耐震改修を促進して下さい。改築（新築）、改装などについては木質化を進め地場産材を活用して下さい。
- 10、子どもの権利条約にある「最良・最善の教育を受ける権利」「意見表明権」が子どもにかかわるあらゆる場で保障され、反映される仕組みをつくってください。
- 11、洋式トイレの数を計画的に増やしてください。
- 12、校庭の芝生化とスプリンクラーの設置に取り組んでください。